

平成26年（ワ）第1466号 請求理由説明資料

平成26年1月30日

東京地方裁判所 民事部 第49部 御中

原告 大西 秀宜 印

請 求 の 趣 旨

1. 被告は、被告が付与するプライバシーマークについての監督責任に則り、株式会社日立製作所に対する調査を、原告に対する個人情報の不当な収集及びそれを元にした不当な資料作成という観点に基づいて正確に行い、必要な措置を講じよ。
2. また措置決定にあたり、原告に対し十分な理由を説明せよ。  
との判決を求める。

請 求 の 理 由

1. 被告は、JIS規格で定められたJISQ15001プライバシーマークを管理し、企業に対して付与認定する一般財団法人である（資料1）。また、株式会社日立製作所は、被告よりJISQ15001プライバシーマークの付与認定を受けており、その旨をインターネット上などに掲示している（資料2）。
2. 原告は平成24年6月22日まで株式会社日立製作所に勤務していた。そして、株式会社日立製作所がJISQ15001プライバシーマークに合致しないと思われる事象が発生（甲第1号証）し、その旨を株式会社日立製作所に対して告げたにもかかわらず、株式会社日立製作所は十分な説明をしなかった。なお、本事象は個人情報の保護に関する法律にも違反していると原告は主張している。
3. このため、原告はやむなくJISQ15001プライバシーマークの付与認定

機関である被告に対して、平成 24 年 4 月 13 日、**甲第 2 号証**に示す通り、インターネット上にて調査を依頼した。そして、依頼が被告に受理されたか不安であったため、原告はさらに平成 24 年 4 月 17 日、被告事務所に出向き、依頼内容を口頭で説明した。その結果、被告は原告の依頼を受理し、調査に着手する旨を告げた。

4. 被告は平成 24 年 5 月 9 日付にて、調査結果として、原告に対して**甲第 4 号証**に示す回答をした。しかし当該内容は、**甲第 2 号証**に示す調査依頼項目に完全には合致していなかった。
5. 以上から、株式会社日立製作所が **JISQ15001** プライバシーマークに従った運用をしているかどうか、被告が調査する旨の契約が、原告と被告の間に、遅くとも平成 24 年 4 月 17 日において成立したのは明らかであり、被告が当該契約に十分に従わなかったことに対して、原告が債務不履行として訴えるのには十分な理由がある。
6. また、被告は **JISQ15001** プライバシーマークを付与認定するという立場にあるため、株式会社日立製作所が **JISQ15001** プライバシーマークに違反しているかどうか十分に注意を払った上で調査する義務がある。このため、被告が株式会社日立製作所に対して調査するにあたり、十分に注意を払わなかったとすれば、民法第六百四十四条に規定する注意義務違反であるから、原告が被告を訴えるのには十分な理由がある。

#### 添付資料

1. 資料 1 被告によりインターネットに掲載されている、プライバシーマーク制度の説明資料。概要と目的、及び実施体制について
2. 資料 2 日立製作所によりインターネットに掲載されている、個人情報保護に関する取り組みについて。プライバシーマークの表示あり

－ 以 上 －